



# 第80期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2025年6月25日(水曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時30分)

## 場所

東京都港区港南二丁目12番32号  
SOUTH PORT 品川 12階 当社会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## 決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

## 目次

ごあいさつ	
招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告	34
株主総会参考書類	41

### 【株主の皆様へ】

ご出席の株主様へのお土産はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株式会社サンリツ

証券コード：9366

# ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80期定時株主総会を2025年6月25日(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2025年5月



代表取締役社長

三衛 康英

## 経営理念

私たちは、『経営品質の向上』を事業活動の中核にすえ、「お客様の意思を尊重し、お客様にとってより品質の高いロジスティクス・サービスを提供する」ことで豊かな社会の実現に貢献します。

「美しく魅力のある会社サンリツ」の実現を目指します。



### ロゴマーク

サンリツのイニシャルSを中心におき、流れるようなSの書体は事業である『物流』を意味する。

株主各位

証券コード 9366  
(発送日) 2025年6月6日  
(電子提供措置の開始日) 2025年5月28日  
東京都港区港南二丁目12番32号  
株式会社サンリツ  
代表取締役社長 三浦 康英

## 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://www.srt.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「2025年3月期」を選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サンリツ」又は「コード」に半角で当社証券コード「9366」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができるので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時20分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都港区港南二丁目12番32号  
SOUTH PORT 品川 12階 当社会議室  
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第80期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査  
結果報告の件
2. 第80期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)  
計算書類報告の件

決 議 事 項

第 1 号 議 案 剰余金の処分の件  
第 2 号 議 案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件  
第 3 号 議 案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第 4 号 議 案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第 5 号 議 案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①連結計算書類の「連結注記表」
- ②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

#### 【株主の皆様へのお願い】

- ・今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は当社ウェブサイト (<https://www.srt.co.jp/>)に掲載させていただきます。

---

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。なお、41ページから52ページの「株主総会参考書類」をご参照のうえ、以下いずれかの方法により、議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時20分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時20分入力完了分まで

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

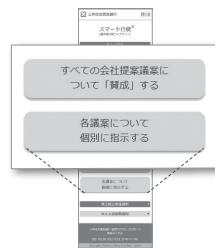
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、雇用・所得環境の改善に加え、企業の設備投資の好調な推移により、景気は緩やかに回復の動きをみせました。一方、国内の物価上昇の継続や、不安定な海外情勢、変動的な米国の政策動向など先行き不透明な状況が継続いたしました。

物流業界におきましては、国際貨物は、世界経済の減速や、円安による押上効果の希薄化などの影響があるものの、半導体関連の航空輸出が好調に推移しました。輸入につきましては、個人消費の持ち直しにより消費財の荷動きが回復し増加傾向となりました。国内貨物は、消費関連貨物に持ち直しの動きがみられたものの、建設関連貨物が伸び悩んだことで、輸送量は軟調に推移いたしました。

このような事業環境の中、当グループは、中・長期的ビジョン「オペレーションからソリューションへ」のもと、2023年7月に策定した3ヵ年の中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）において、顧客の真のニーズを引き出し、生産効率向上に寄与するソリューションの実現に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、売上高につきましては、主に主要顧客の生産調整等の影響で工作機械の輸出取扱いが減少した一方、半導体製造装置及び自動車関連部品の輸出取扱いや電力変換装置の取扱いが好調に推移し、増加いたしました。

営業利益につきましては、半導体製造装置及び自動車関連部品の輸出取扱いが好調に推移したことにより加え、連結子会社における不正行為によって発生した利益増加額60百万円などを計上した影響により、増加いたしました。

なお、経常利益につきましては、営業外収益として米国子会社の倉庫建設遅延に係る損害賠償金収入35百万円、営業外費用として連結子会社における不正行為の調査に係る費用の営業外業務委託料1億1百万円及び連結子会社における不正行為などに係る債権の回収可能性を踏まえた貸倒引当金繰入額75百万円を計上いたしましたが、営業利益が増加したことにより増加いたしました。特別損失につきましては、山立国際貨運代理(上海)有限公司の株式を譲渡したことについて、関係会社株式売却損1億13百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高201億22百万円(前期比3.7%増)、営業利益10億34百万円(前期比19.6%増)、経常利益8億2百万円(前期比2.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益4億68百万円(前期比18.2%減)となりました。

## ①梱包事業部門

主要顧客の生産調整等の影響で工作機械の輸出取扱いが減少した一方、半導体製造装置及び自動車関連部品の輸出取扱いや電力変換装置の取扱いが好調に推移したことに加え、連結子会社における不正行為によって発生した利益増加額60百万円などの影響により売上高、セグメント利益ともに増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高140億63百万円(前期比1.1%増)、セグメント利益17億45百万円(前期比20.1%増)となりました。

## ②運輸事業部門

前年大幅に減少していた医療機器の取扱いが復調したことに加え、小型精密機器の取扱いも好調に推移したこと及び外注費の値上がり分について顧客への価格転嫁を進めたことにより、売上高、セグメント利益ともに増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高29億34百万円(前期比17.7%増)、セグメント利益2億69百万円(前期比110.0%増)となりました。

## ③倉庫事業部門

前年増加した半導体製造装置の出荷待ち製品の保管が減少したこと及び、顧客の倉庫集約により生じた空き倉庫スペースへの客付けが遅れているものの、新たに開設した府中倉庫の稼働により売上高は増加いたしました。

セグメント利益につきましては、府中倉庫開設に係る費用の増加により、減少いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高28億70百万円(前期比4.6%増)、セグメント利益4億15百万円(前期比28.0%減)となりました。

## ④賃貸ビル事業部門

本社ビルが満床で稼働しているため、売上高、セグメント利益ともに増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高2億54百万円(前期比3.9%増)、セグメント利益74百万円(前期比5.4%増)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、15億10百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、長期借入により財務基盤の安定性を確保するとともに、短期借入の利用により有利子負債残高の適正化を行っております。

## (4) 対処すべき課題

今後の日本の経済状況は、米国の政策について不確実性が大きいものの内需主導で緩やかな回復が続き、好調な企業収益を起点に、実質賃金の上昇や設備投資の拡大などの前向きな動きが広がることが予想されます。

物流業界におきましては、国際貨物は、米国トランプ政権の関税強化政策に代表されるような保護主義政策の進展が、貿易のグローバル化を阻害する要因となり荷動きの停滞が予想されます。国内貨物は、引き続き建設関連貨物の減少を背景に、輸送量は減少することが予想されます。

このような状況の中、当グループは、社会環境の変化から増大する各種コストへ対応するべく、収益性向上へ向けて、中・長期的ビジョン「オペレーションからソリューションへ」を達成するため、グループ一丸となって取り組んでまいります。より一層顧客との対話を重ねることで、ものづくりへの理解を深め、当社にしかできないソリューションを提案し、顧客との取引領域の拡大を図り、シームレスな物流サービスを提供することで、顧客の生産効率向上を追求してまいります。併せて、サービスの適正価格を追求していくことで、外部環境の影響による取扱量減少にも耐えうるよう、収益体質を強化してまいります。

また、ソリューションを実現する人材の確保及び育成に注力することに加え、サステナビリティへの取組みとして、ダイバーシティ＆インクルージョンの推進及び働きがいのある職場の実現を目指すとともに、省人化・省力化を目的とした物流DXを推進していくことで、持続的な成長に向けた事業運営の基盤強化に取り組んでまいります。

なお、海外事業につきましては、米国子会社へ経営資源の集中を進めており、2025年6月竣工予定の東海岸ジョージア州サバンナ港倉庫の稼働により、米国内の物流網を拡大させ、顧客のサプライチェーンの拡充を図ることで、更なる業容拡大を目指してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第77期 (2022年3月期)	第78期 (2023年3月期)	第79期 (2024年3月期)	第80期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(千円)		18,525,526	20,335,055	19,398,163	20,122,036
経常利益(千円)		1,107,159	1,203,650	786,528	802,406
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)		759,369	980,560	572,684	468,695
1株当たり当期純利益(円)		135.15	175.00	103.28	83.88
総資産額(千円)		20,483,189	21,171,153	21,356,661	24,674,008
純資産額(千円)		9,448,282	10,255,079	10,777,204	11,796,981

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

名称	住所	資本金 又は 資本 金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 千葉三立梱包運輸(株)	東京都港区	千円 25,000	硝子及び一般貨物の包装梱包、工場内荷役作業、貨物自動車運送事業、倉庫業並びに包装資材の販売	80	梱包事業、運輸事業の一部を当社が受託又は委託しております。建物の一部を当社が賃貸しております。
SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.	米国カリフ オルニア州	千米国ドル 24,800	国際貨物の包装梱包、自動車運送事業、倉庫事業	100	梱包事業の一部を当社が受託又は委託しております。

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 2025年3月31日付で山立国際貨運代理(上海)有限公司は上海宝京包装制品有限公司へ全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

(7) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

部 門 別	主 な 内 容
梱包事業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械、医療機器等の梱包及び木箱製造等
運輸事業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械及び医療機器等のトラック輸送
倉庫事業	保管、出入庫及び賃貸
賃貸ビル事業	事務所及び共同住宅の賃貸

(8) 主要な事業所(2025年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
当社本社	東京都港区	千葉三立梱包運輸(株)	東京都港区
東北事業所	福島県郡山市	SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.	米国
成田事業所	千葉県成田市		カリフォルニア州
八王子事業所	東京都八王子市		
横浜事業所	神奈川県横浜市鶴見区		
京浜事業所	神奈川県横浜市神奈川区		
厚木事業所	神奈川県厚木市		
山梨事業所	山梨県中巨摩郡		
豊田事業所	東京都日野市		
村山事業所	東京都府中市		
富山事業所	富山県富山市		

※2024年7月1日より郡山事業所、白石事業所については2拠点を統合し東北事業所と名称を改めました。

※2024年7月1日より筑波事業所については成田事業所に統合いたしました。

※2025年3月1日より村山事業所については八王子市から府中市に移転いたしました。

※2025年3月31日付で山立国際貨運代理(上海)有限公司は上海宝京包装制品有限公司へ全株式を譲渡したため、主要な事業所から除外いたしました。

## (9) 企業集団及び当社の従業員の状況(2025年3月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
梶包事業	229(263)名	6名減(17名減)
運輸事業	20(4)名	2名増(0)
全社共通	200(60)名	4名増(1名減)
合計	449(327)名	0(18名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当事業年度の平均人員を外書で記載しております。

2. 全社共通として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
397(326)名	17名増(17名減)	42.9歳	12.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当事業年度の平均人員を外書で記載しております。

## (10) 主要な借入先(2025年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三井住友銀行	2,842,049千円
(株) 三菱UFJ銀行	2,030,198
三井住友信託銀行(株)	1,256,900
(株) みずほ銀行	854,180
(株) 三十三銀行	485,100

## 2. 会社の株式に関する事項(2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,006,373株(自己株式408,093株を含む。)

(3) 当事業年度末の株主数 3,409名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
サンリツ共栄会	242千株	4.34%
(株)三井住友銀行	183	3.28
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED-HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	182	3.27
(株)SBI証券	180	3.22
木村文彦	153	2.73
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	145	2.60
野島玲幸	143	2.56
上田八木短資(株)	140	2.50
日本建設(株)	134	2.40
(株)三菱UFJ銀行	132	2.36

(注) 1. 当社は、自己株式を408,093株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式408,093株を控除して計算しております。

## (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	持株数	交付対象者
取締役(監査等委員及び社外取締役は除く)	13,300株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (3) ①取締役の報酬等の決定に関する方針」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議)	新株予約権 の数(注)1	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使価額	行使の条件	権利行使期間	保有者数 (注)2
2017年新株予約権 (2017年5月31日)	178個	17,800株	1株当たり 370円	1株当たり 1円	(注) 3	2017年6月16日から 2047年6月15日まで	3名
2018年新株予約権 (2018年5月31日)	138個	13,800株	1株当たり 597円	1株当たり 1円	(注) 4	2018年6月16日から 2048年6月15日まで	3名
2019年新株予約権 (2019年5月31日)	262個	26,200株	1株当たり 339円	1株当たり 1円	(注) 5	2019年6月18日から 2049年6月17日まで	3名
2020年新株予約権 (2020年7月31日)	279個	27,900株	1株当たり 275円	1株当たり 1円	(注) 6	2020年8月18日から 2050年8月17日まで	3名

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株あります。

2. 取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)のみに新株予約権を付与しております。

##### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2020年6月15日から新株予約権を行使することができる。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

##### 4. 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、2021年6月15日から新株予約権を行使することができる。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

##### 5. 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、2022年6月17日から新株予約権を行使することができる。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

##### 6. 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、2023年8月17日から新株予約権を行使することができる。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等(2025年3月31日現在)

氏 名	職 名	担当及び重要な兼職の状況
三浦 康英	代表取締役社長 社長執行役員	
平輪 貢	取締役専務執行役員	グループ統括本部長 千葉三立梱包運輸㈱代表取締役社長 SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President
尾留川 一仁	取締役常務執行役員	管理本部長
柴本 守人	取締役執行役員	国内事業本部長
戸谷 左織	取締役 (監査等委員・常勤)	
高橋 弘充	取締役 (監査等委員)	
吉能 平	取締役 (監査等委員)	銀座共同法律事務所パートナー弁護士

(注) 1. 戸谷左織氏、高橋弘充氏、吉能平氏の3名は、社外取締役であります。

2. 社外取締役 戸谷左織氏、高橋弘充氏、吉能平氏の3名は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3. 戸谷左織氏及び高橋弘充氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、監査等委員である取締役を含んでおり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。

6. 当社は、2025年3月31日付で山立国際貨運代理(上海)有限公司の全株式を上海宝京包装制品有限公司へ譲渡し、平輪貢氏が同日付で山立国際貨運代理(上海)有限公司董事長を辞任しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役戸谷左織氏、高橋弘充氏及び吉能平氏の3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、年間報酬額の2年分を損害賠償責任の限度としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

#### ①取締役の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬制度は、①持続的な企業価値向上を実現させるインセンティブ ②優秀な人材の役員としての確保 の2点を満たすことを基本方針として設計しています。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬は、「固定報酬」及び「業績連動報酬」からなる「金銭報酬」と「譲渡制限付株式報酬」で構成されています。監査等委員である取締役は、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、固定報酬のみの構成としており、その金額は株主総会決議に基づく報酬枠内で監査等委員による協議により決定しております。

「金銭報酬」のうち「固定報酬」は役職位に応じ設定しております。「業績連動報酬」は、毎年の業績に応じて支給されます。業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益としております。当該指標を選択した理由は、財務活動をも含めた収益性指標として当社になじむと考えたからであります。「業績連動報酬」は業績向上へのインセンティブを高めるものであり、その額の決定方法は、当初公表した当該年度予想の通期連結経常利益の達成度合いにより、達成率70%を下限、達成率120%を上限として支給することとしており、取締役会でこれを定めております。「固定報酬」及び「業績連動報酬」の合計である「金銭報酬」は、毎月月額報酬として支給されます。役職位ごとの「固定報酬」及び「業績連動報酬」の額は、第三者が行う上場企業を対象とした役員報酬調査等を参考に決定しております。

「譲渡制限付株式報酬」は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高める目的で、譲渡制限期間を3年とする株式を報酬として付与致します。その付与株式数は、各取締役の「固定報酬」及び「業績連動報酬」の合計である「金銭報酬」の10%を目途に決定致します。支給時期については、8月としております。

取締役の報酬における「固定報酬」と「業績連動報酬」の支給割合については、役職位や業績により幅はあるものの、業績連動報酬が標準額であった場合、概ね6~7:4~3、となるように定めており、「金銭報酬」と「譲渡制限付株式報酬」の支給割合は10:1となります。

当社の取締役の報酬に関する株主総会の決議は、以下のとおりとなっております。(なお当社定款では、取締役(監査等委員であるものを除く。)は7名以内(現状4名)、監査等委員である取締役は4名以内(現状3名)とされています。)

決議年月日	内容
2015年6月24日	取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬年額2億5千万円以内(決議時員数6名)
	監査等委員である取締役の報酬年額5千万円以内(決議時員数3名)
2021年6月24日	取締役(監査等委員であるものを除く。)の譲渡制限付株式報酬に関する報酬年額2千万円以内(43,300株を上限とする)。ただし上記報酬年額2億5千万円の内枠として設定(決議時員数4名)

また当社は、報酬決定プロセスについて客観性を高め取締役会の監督機能を強化するための任意の諮問機関として、社外取締役3名(議長含む)、代表取締役社長、管理部門担当取締役の5名で構成される指名報酬諮問委員会を設置しております。指名報酬諮問委員会は報酬水準、体系、算定方法の決定に関する方針を審議するほか、取締役会の一任決議に基づき、取締役(監査等委員であるものを除く。)の個別の報酬等の額について決定しております。当委員会は、客観性・透明性を担保し権限が適切に行使されるようにするために、過半数を社外取締役とし、議長も社外取締役とするなどの措置を講じております。

<指名報酬諮問委員会の構成>

役職名	氏名	議長
代表取締役社長 社長執行役員	三浦 康英	
取締役 常務執行役員 管理本部長	尾留川 一仁	
社外取締役 常勤監査等委員	戸谷 左織	○
社外取締役 監査等委員	高橋 弘充	
社外取締役 監査等委員	吉能 平	

②当事業年度に係る取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役の報酬等の決定に関する方針に記載のとおり、取締役会の一任決議に基づき、指名報酬諮問委員会で取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等を決定しており、当委員会は、客觀性・透明性を担保し権限が適切に行使されるようにするために、過半数を社外取締役とし、議長も社外取締役とするなどの措置を講じていることから、当該プロセスを経たその内容は決定方針に沿うものと判断しております。

③業績指標に関する実績

当事業年度における「業績連動報酬」に係る指標の目標は、連結経常利益当初予想900百万円に対し、実績802百万円となり、達成率89%となりました。

④取締役の報酬等の総額等

当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	134,461 (-)	69,600 (-)	52,957 (-)	11,904 (-)	4 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	32,420 (32,420)	32,420 (32,420)	-	-	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	166,881 (32,420)	102,020 (32,420)	52,957 (-)	11,904 (-)	7 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の決定に関する方針に記載のとおり、業績連動報酬を支給しております。概要については方針に記載のとおりであり、当該事業年度を含む通期連結経常利益の推移は「1.(5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

2. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「4.(3)当事業年度に係る取締役の報酬等」とおりであります。また当事業年度における交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当社での主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	戸 谷 左 織	-	<p>当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、金融機関、カード会社における長年の業務経験を通じ、財務面を中心に高い専門性と知識を有しております、当該視点から監督機能を果たすことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から積極的に発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する助言、監督等適切に役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の議長として積極的に委員会を主導するなど、当社の経営の透明性、客観性の向上へ貢献しております。</p>
取締役 (監査等委員)	高 橋 弘 充	-	<p>当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査等委員会17回全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、金融機関、リース会社における長年の業務経験を通じ、財務面を中心に高い専門性と知識を有しております、当該視点から監督機能を果たすことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から積極的に発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する助言、監督等適切に役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員として委員会に出席し、積極的に発言するなど、当社の経営の透明性、客観性の向上へ貢献しております。</p>

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当社での主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	吉能平	—	<p>当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査等委員会17回全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、銀座共同法律事務所パートナー弁護士として高い法律知識を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から積極的に発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する助言、監督等適切に役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員として委員会に出席し、積極的に発言するなど、当社の経営の透明性、客觀性の向上へ貢献しております。</p>

(注) 1. 各監査等委員は、上記の活動の他、経営会議、リスク管理会議等に適宜出席し、取締役及び経営幹部の職務執行状況を確認しております。

2. 各監査等委員は、当社の任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会の委員として、取締役等の候補者選任及び報酬の決定プロセスに関与しております。

3. 2024年8月上旬に当社連結子会社であるSANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. (以下「SLA」といいます。)において、SLAに出向の元従業員などによる不正行為が行われていたことが発覚しました。各監査等委員は、問題の発覚まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において、法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起していました。また、発覚後は、当社による子会社管理強化、監査体制の強化、内部通報制度の強化を要請し、再発防止策と会社姿勢の外部への開示の強化等に向けた審議において意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	64,325	—
連結子会社	—	—
計	64,325	—

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

会計監査人が監査契約の履行に伴い当社に損害賠償責任を負う場合は、会計監査人の報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定契約が認められているのは、会計監査人に善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### **(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、原則として、会計監査人の会社法、公認会計士法等に対する法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提出することをその方針といいたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ①当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「取締役会規則」その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における報告及び決議を行います。社長執行役員直轄の監査部は、「内部監査規程」に基づき、業務・会計監査を通じ、社内各部門及び子会社の業務が法令及び定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査いたします。

また、当グループに適用する「コンプライアンス規程」を制定し、内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めています。

#### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規則」及び「文書取扱規程」に基づき、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要情報を保存・管理しております。

#### ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 当社は、当グループの企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止及び万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立を目的として、「リスク管理規程」を制定しており、リスク管理会議を設置しリスク管理体制の整備に努めています。

B. 不測の事態が生じた場合には、被害状況を調査のうえ、必要に応じて管理本部長の指示により緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応策を講じます。

#### ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。取締役会は重要事項の決定並びに取締役及び使用人の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会において、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行います。

B. 執行役員及び経営幹部で構成される経営会議を原則月1回開催し、取締役会に係る重要執行案件の審議及び経営会議に係る案件の決議を行うとともに、取締役会決議事項に基づき、業務執行に関する各種施策の検討、執行状況の確認、報告等を行います。

C. 業務の執行については、将来の事業環境を踏まえ中長期の経営計画及び各年度予算を策定し、各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- A. 当社及び子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築とともに、状況に応じて適切な管理を行います。
- B. 当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。
- C. 監査部は、海外を含めた子会社の監査を実施し、監査結果を取締役会及び担当部門並びに監査等委員会に報告します。また、当グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行い、必要に応じ助言、改善提案等を行います。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の他の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- A. 監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、監査部所属の使用人の中から補佐する者を求めるることができます。
- B. 選定された監査等委員は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができます。なお、当該使用人は、指示された職務について、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けないものとしております。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- A. 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は、監査等委員会に以下を報告します。
  - a. 内部統制に関わる部門の活動
  - b. 重要な会計方針・会計基準及びその変更
  - c. 業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容
  - d. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容
- B. 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員であるものを除く。)又は使用人にその説明を求めます。

C. 当グループの取締役及び監査役並びに使用人は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス上の問題点を発見した場合に、内部通報窓口に通報・相談を行うことができます。同窓口は、その内容を速やかに監査等委員会に報告いたします。また、当グループ各社は、不正行為等を通報した者に対し、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱い(不作為を含む。)や、人格や人としての尊厳を侵害する行為をしてはならないことを規定しております。

⑧監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務遂行について生じる費用又は債務は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社が負担することとしております。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- A. 監査等委員は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
- B. 監査部は、監査等委員会と十分な連携を取り、監査部の行う内部監査の結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会による監査の実効性を高める協力体制を確保しております。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- A. 当グループに適用する「反社会的勢力排除対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと(排除)を周知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底しております。
- B. 所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にし、「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、グループ内の情報展開を行います。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

- A. 社長執行役員は、連結財務諸表を構成する当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的計画及び方針を報告年度単位に作成し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告しております。
- B. 監査部は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備及び不備の改善状況を含む。)を把握、評価し、それを社長執行役員に報告しております。
- C. 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務執行状況を監査しております。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①内部統制システム全般

当社は、「内部統制監査実施基準」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、監査等委員会と内部監査を担当する監査部とが連携して、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

業務執行取締役及び監査等委員である取締役は、「内部統制決議及び事業報告に関する評価」及び「内部統制システムの構築運用の状況に関する評価」を実施しており、内部統制システムにおける現状と課題について、監査等委員会から取締役会へ報告及び改善の要請を実施しております。

なお、2024年8月上旬に当社連結子会社であるSANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.（以下「SLA」といいます。）において発覚したSLAに出向の元従業員などによる不正行為に対し、当社と利害関係の無い外部の調査機関による調査報告書の指摘に基づく再発防止として、SLA社内における再発防止策の策定、親会社である当社による子会社管理の強化、監査体制の強化、内部通報制度の整備をしており、今後は定期的に実効性監査を行い、効果の検証を実施してまいります。当社は、改めて内部統制システムの整備及び運用の重要性を認識し、再発防止に取り組んでまいります。

### ②コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の取締役・使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明並びに各種媒体での周知を行っており、法令及び定款を順守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は「コンプライアンス規程」に基づき、監査等委員及び監査部長を内部窓口、法律事務所を外部窓口とした内部通報制度を設けており、当社及び子会社の取締役・使用人に対し、各種媒体での通報・相談体制の周知を行っております。通報者に対しては、解雇その他不利益な取扱いを禁止し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③リスク管理体制

代表取締役社長を主宰者とするリスク管理会議を四半期に一度開催し、各分野の所管部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「財務」「事業」「人事」「購買」「システム」「コンプライアンス」「環境」「災害」「物流事故」等のテーマで横断的に分析・評価を行っております。

#### ④内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

監査部は、その内部監査の結果につき、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、該当部門に対して改善指導等を実施しております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,515,553	流動負債	6,713,211
現金及び預金	3,803,639	支払手形及び買掛金	737,782
受取手形	11,658	短期借入金	3,366,154
売掛金	3,372,307	リース債務	347,130
電子記録債権	177,254	未払法人税等	201,019
原材料及び貯蔵品	402,324	賞与引当金	521,274
その他の	753,469	その他の	1,539,850
貸倒引当金	△5,100	固定負債	6,163,815
固定資産	16,158,455	長期借入金	4,102,273
有形固定資産	13,580,561	リース債務	162,663
建物及び構築物	8,596,656	退職給付に係る負債	802,855
機械装置及び運搬具	401,714	資産除去債務	498,725
土地	3,175,336	デリバティブ債務	52,920
リース資産	591,692	その他の	544,377
建設仮勘定	772,303	負債合計	12,877,026
その他の	42,858	純資産の部	
無形固定資産	190,763	株主資本	10,423,479
ソフトウエア	190,229	資本金	2,523,866
その他の	533	資本剰余金	2,477,567
投資その他の資産	2,387,129	利益剰余金	5,653,395
投資有価証券	516,829	自己株式	△231,349
繰延税金資産	844,586	その他の包括利益累計額	1,211,098
その他の	1,106,573	その他有価証券評価差額金	263,373
貸倒引当金	△80,859	為替換算調整勘定	899,090
資産合計	24,674,008	退職給付に係る調整累計額	48,634
		新株予約権	47,277
		非支配株主持分	115,126
		純資産合計	11,796,981
		負債純資産合計	24,674,008

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目			金	額
売 売	上 原	高 価		20,122,036
売 売	上 総	利 費		15,721,658
販 売	費 及 び 一 般 管 理	理 費		4,400,378
営 営	業 外 収 益	利 益		3,365,496
営 営	受 取 利 息	當 金		1,034,881
	受 取 配 当	保 険		
	受 取 保 険	賠 償		
	損 害	賠 償		
	そ の の	金 収		
		入 他		
			23,758	
			14,194	
			18,136	
			35,954	
			33,595	
				125,639
営 営	業 外 費 用			
	支 払 利 息		79,252	
	為 替 差 損		22,008	
	シ ン ジ ケ ー ト 口 一 ナ ン 手 数 料		35,000	
	支 払 手 数 料		1,083	
	デ リ バ テ イ ブ 評 価 損		15,412	
	営 営 外 業 務 委 託 料		101,506	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額		75,457	
	そ の の		28,393	
				358,114
				802,406
特 別	常 利 益			
特 別	固 定 資 産 売 却 益		71	71
特 別	別 別 損 失			
	関 係 会 社 株 式 売 却 損		113,482	113,482
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			688,995
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		330,136	
	法 人 税 等 調 整 額		△114,541	215,594
	当 期 純 利 益			473,400
	非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,705
	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			468,695

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,523,866	2,465,429	5,365,511	△252,489	10,102,317
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△172,434		△172,434
親会社株主に帰属する当期純利益			468,695		468,695
そ の 他			△8,376		△8,376
自 己 株 式 の 取 得		12,138		△15	△15
自 己 株 式 の 処 分				21,155	33,294
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	12,138	287,884	21,139	321,162
当 期 末 残 高	2,523,866	2,477,567	5,653,395	△231,349	10,423,479

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	継 延 ヘ ッ ジ 損	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	259,775	—	284,631	△27,217	517,189	47,277	110,420	10,777,204
当 期 变 動 額								
剩 余 金 の 配 当								△172,434
親会社株主に帰属する当期純利益								468,695
そ の 他								△8,376
自 己 株 式 の 取 得								△15
自 己 株 式 の 処 分								33,294
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,598	—	614,459	75,851	693,909	—	4,705	698,615
当 期 变 動 額 合 計	3,598	—	614,459	75,851	693,909	—	4,705	1,019,777
当 期 末 残 高	263,373	—	899,090	48,634	1,211,098	47,277	115,126	11,796,981

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	6,390,642	流动負債	5,919,113
現金及び預金	2,262,342	買掛金	534,724
受取手形	11,359	短期借入金	200,000
売掛金	3,057,874	1年内返済予定の長期借入金	3,151,144
電子記録債権	164,691	デリバティブ債務	61,571
原材料及び貯蔵品	177,554	リース債務	231,362
立替費	101,152	未払費用	472,419
前払費用	124,435	未払法人税	303,594
そ貸倒引当金	16,868	未払消費税	197,128
一年内長期貸付金	△4,100	前預受引当債	68,906
固定資産	15,329,959	定期負債	127,841
有形固定資産	8,479,360	長期借入金	59,073
建構機械	5,522,431	退職給付引当金	511,346
工具器具及び備	27,491	資産除去債務	6,023,491
土り一資	324,677	定期預り金	4,102,273
建設仮勘定	28,751	長期預り金	831,391
無形固定資産	2,158,687	定期預り金	496,146
ソフトウエア	315,841	定期預り金	52,920
その他	101,480	長期預り金	164,899
投資	181,578	負債合計	375,861
その他	181,044	純資産の部	
投資有価証券	533	株主資本	9,467,346
長期貸付金	516,829	資本剰余金	2,523,866
営業外収益	1,278,396	資本準備金	2,477,567
長期未収株式	62,468	その他資本剰余金	2,441,128
関係会社	46,637	利益剰余金	36,439
出資	3,188,868	利益剰余金	4,697,261
破産更生債権	48,634	利益剰余金	137,746
長期延税資本	5,401	その他利益剰余金	4,559,515
差入保証金	29,503	別途積立金	1,512,000
そ貸倒引当金	670,752	繰越利益剰余金	3,047,515
資産合計	880,953	自己株式	△231,349
	8,445	評価・換算差額等	263,373
	△67,870	その他有価証券評価差額金	263,373
資産合計	21,720,601	新株予約権	47,277
		純資産合計	9,777,996
		負債純資産合計	21,720,601

## 損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
売 売	上 原 高 価		17,547,178
	上 原 高 価		13,914,342
売 売	上 総 利 益		3,632,835
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,009,102
営 営 業 利 益			623,733
営 営 業 外 収 益			
受 取 利 息		27,014	
受 取 配 当 金		14,194	
受 取 保 険 金		17,861	
そ の 他		29,075	88,146
営 営 業 外 費 用			
支 払 利 息		78,803	
シ ン ジ ケ ー ト 口 一 ナ ン 手 数 料		35,000	
支 払 手 数 料		1,083	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損		15,412	
営 営 業 外 業 務 委 託 料		101,089	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		62,468	
そ の 他		55,612	349,469
経 常 利 益			362,409
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 売 却 損		190,257	190,257
税 引 前 当 期 純 利 益			172,152
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		211,000	
法 人 税 等 調 整 額		△131,610	79,389
当 期 純 利 益			92,762

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,523,866	2,441,128	24,301	2,465,429	137,746	1,512,000	3,127,187	4,776,933	△252,489 9,513,739
当期変動額							△172,434	△172,434	△172,434
剩余金の配当							92,762	92,762	92,762
当期純利益									
自己株式の取得								△15	△15
自己株式の処分			12,138	12,138				21,155	33,294
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	12,138	12,138	—	—	△79,671	△79,671	21,139 △46,393
当期末残高	2,523,866	2,441,128	36,439	2,477,567	137,746	1,512,000	3,047,515	4,697,261	△231,349 9,467,346

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	268,105	—	268,105	47,277	9,829,122
当期変動額					
剩余金の配当					△172,434
当期純利益					92,762
自己株式の取得					△15
自己株式の処分	△4,732	—	△4,732	—	33,294
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△4,732
当期変動額合計	△4,732	—	△4,732	—	△51,125
当期末残高	263,373	—	263,373	47,277	9,777,996

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社サンリツ

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	岩	出	博	男
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	和	久	友	子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンリツの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社サンリツ

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 岩 出 博 男
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 和 久 友 子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンリツの2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査部その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についてでは、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。加えて、監査等委員会を毎月定期的に開催し、決議事項を審議するとともに取締役会の議題についての事前検討や情報の共有に努めました。更に、監査等委員会による監査活動の結果については、必要に応じて取締役に意見を伝えました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載の通り、2024年8月上旬に当社連結子会社にて発覚した不正事案の報告を受け、監査等委員会では、社内外の組織による実態解明の調査に主体的かつ積極的に関与するとともに、社内の対応状況について必要に応じて説明を求めました。また、各調査の進捗と結果についても逐次説明を受け、その対処方法等について確認しました。併せて、当該不正事案に関連した会計処理について、経理担当役職員に必要な説明を求めるとともに、会計監査人に内容を確認しました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、1. ③記載の当社連結子会社で発覚した不正事案を踏まえ、監査等委員会として再発防止策に意見表明を行いました。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社サンリツ 監査等委員会

常勤監査等委員 戸 谷 左 織 

監査等委員 高 橋 弘 充 

監査等委員 吉 能 平 

(注) 常勤監査等委員戸谷左織並びに、監査等委員高橋弘充及び吉能平は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当グループは、収益に応じた株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、財務体質の強化と今後の国内外における事業展開等を総合的に勘案しつつ、積極的に配当を実施することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 31円

総額173,546,680円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月26日

招集  
ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)4名全員は、本総会終結時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員であるものを除く。)3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選定は、当グループの企業価値の向上に資する専門性や経験等を有し、かつ人格並びに見識ともに優れた者であることを条件としております。これに基づき、代表取締役社長が原案を作成し、社外取締役を中心に構成される指名報酬諮問委員会において審議したうえで、取締役会で決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたか、「当該選任議案は妥当である」との結論に至りました。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の有する 当社株式数
1	三浦 康英 (1964年5月16日生)	1985年4月 池田梱包運輸㈱入社 1987年6月 当社入社 1997年6月 取締役 2003年4月 事業統括本部第三事業部長 兼事業統括本部包装技術部長 2003年6月 常務取締役 2007年6月 取締役常務執行役員兼事業本部長 2008年6月 代表取締役専務執行役員 2009年6月 代表取締役社長執行役員 2018年7月 代表取締役社長社長執行役員(現)	54,235株
選任の理由			
三浦康英氏は、1997年に当社取締役に就任し、2009年には当社代表取締役社長執行役員に就任し、医療機器関連の3PL分野への参入をはじめとして、事業部門を牽引し、拡大してまいりました。また、当社の主力事業である梱包事業のみならず、国際物流分野においても高い見識があるほか、梱包事業における外部団体の要職も務めております。これらの実績のほか、構想力や実行力、決断力が当社の経営に不可欠と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の有する 当社株式数
2	平 輪 貢 (1958年7月22日生)	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2000年7月 管理本部経理部長</p> <p>2003年6月 取締役</p> <p>2004年7月 企画室長兼管理本部経理部長</p> <p>2007年6月 取締役常務執行役員</p> <p>支援本部長兼経理部長</p> <p>2008年4月 事業本部長</p> <p>2015年7月 取締役専務執行役員(現)</p> <p>2017年7月 事業本部第二統括部長</p> <p>2019年7月 事業本部長</p> <p>2021年1月 国内事業本部長</p> <p>2023年7月 グループ統括本部長(現)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>千葉三立梱包運輸(株)代表取締役社長</p> <p>SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President</p>	32,400株
選任の理由			
<p>平輪貢氏は、2003年に当社取締役に就任し、管理部門及び事業部門の要職を歴任し、幅広い知見を有しております。現在は、事業部門の責任者として、事業の再編を行い収益力の向上を図るなど、多くの成果を上げております。また、経理、企画業務に携わった実績から、財務面、事業戦略面においても高い見識を有しており、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の有する 当社株式数
3	柴本守人 (1975年3月3日生)	<p>1997年4月 当社入社</p> <p>2008年4月 管理本部人事部長</p> <p>2010年7月 管理本部人事総務部長</p> <p>2013年1月 管理本部業務部長</p> <p>2018年7月 事業本部第二統括部成田第二事業所長</p> <p>2019年7月 事業本部第二統括部長兼成田第一事業所長</p> <p>2020年8月 執行役員事業本部第二統括部長</p> <p>2021年8月 国内事業本部第一統括部長兼筑波事業所長</p> <p>2023年6月 取締役執行役員(現)</p> <p>2023年7月 国内事業本部長(現)</p>	12,200株
選任の理由			
<p>柴本守人氏は、入社以来、管理部門及び事業部門の要職を歴任し、管理部門においては、その効率化を図り、事業部門においては、航空貨物分野を中心に幅広く事業活動の基盤整備と強化を図っております。また、人事、総務業務に携わった実績から、人的資産を含む運用面においても高い見識を有しております、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の有する 当社株式数
1	※ 尾留川 一仁 (1961年10月27日生)	<p>1984年4月 当社入社</p> <p>2003年6月 取締役</p> <p>2004年7月 管理本部人事・総務部長</p> <p>2007年7月 執行役員総務部長</p> <p>2008年4月 執行役員事業副本部長</p> <p>2008年6月 取締役執行役員</p> <p>2009年6月 事業本部国際事業部部長</p> <p>2013年1月 国際事業本部副本部長</p> <p>2014年6月 国際事業本部長</p> <p>2016年7月 管理本部副本部長</p> <p>2017年7月 管理本部管理統括部長</p> <p>2019年7月 監査部長</p> <p>2021年1月 管理本部長(現)</p> <p>2021年6月 取締役常務執行役員(現)</p>	22,180株
選任の理由			
<p>尾留川一仁氏は、2003年に当社取締役に就任し、管理部門及び海外事業部門の要職を歴任し、幅広い知見を有しております。現在は、管理部門の責任者として、管理業務に加えて、経営の健全性及び透明性の向上、コーポレート・ガバナンスの整備を図るなど、多くの成果を上げております。また、総務、監査業務に携わった実績から法務面においても高い見識を有しており、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、改めて監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の有する 当社株式数
2	戸 谷 左 織 (1959年10月23日生)	<p>1983年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行  2007年11月 (株)オーエムシーカード営業開発部長  2009年4月 (株)セディナ戦略事業二部長  2013年6月 同社執行役員クレジット営業推進部長  2020年4月 (株)セディナ債権回収常務執行部長  2020年6月 同社常務取締役コンプライアンス担当  2021年6月 当社社外取締役(監査等委員・常勤)(現)</p>	—
選任の理由および期待される役割の概要			
<p>戸谷左織氏は、金融機関、カード会社等における長年の業務経験を通じ、財務面を中心に高い専門性と知識を有しております、当社の経営の透明性、客觀性の向上への有益な助言が期待できます。また、人格並びに見識ともに優れていますとともに、独立した立場からの経営の監督機能の発揮が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			
3	吉 能 平 (1970年12月29日生)	<p>1997年4月 弁護士登録  2005年6月 L&amp;J法律事務所入所  2006年6月 銀座共同法律事務所パートナー(現)  2010年10月 東京家庭裁判所非常勤裁判官  2023年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現)</p> <p>(重要な兼職の状況)  銀座共同法律事務所パートナー</p>	—
選任の理由および期待される役割の概要			
<p>吉能平氏は、他社社外取締役に就任する等で企業経営に関与した経験があり、企業倫理や法令順守において高い見識を持ち、かつ弁護士として培われた高度な法律知識を有していることから、当社の適法性維持、経営の透明性向上に関する有益な助言が期待できます。また、人格並びに見識ともに優れていますとともに、独立した立場で経営の監督機能発揮が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の有する 当社株式数
4	※ 宮川由香 (1962年10月10日生)	<p>1985年4月 沖電気工業(株)入社</p> <p>2014年4月 同社執行役員統合営業本部第二営業本部長</p> <p>2020年4月 同社常務執行役員コンポーネント＆プラットフォーム事業本部ビジネスコラボレーション推進本部長</p> <p>2021年4月 OKIクロステック(株)入社 取締役常務執行役員</p> <p>2022年6月 SBテクノロジー(株)非常勤社外取締役</p> <p>2024年6月 TOPPANホールディングス(株) 非常勤社外監査役(現)</p>	—
選任の理由および期待される役割の概要			
<p>宮川由香氏は、長年にわたり製造業及び情報通信事業会社で営業部門を統括し、労働環境整備やダイバーシティ＆インクルージョン推進活動等でも実績を残しており、お客さま視点での当社経営課題の解決、さらには注力中の職場環境整備等に関する有益な助言が期待できます。</p> <p>また海外勤務の経験により、当社グループ経営の向上に資する幅広い知見も有していることから当社の監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

(注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

3. 戸谷左織氏、吉能平氏、宮川由香氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は戸谷左織氏、吉能平氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として届け出ていますが、本議案が承認された場合、改めて戸谷左織氏、吉能平氏、及び宮川由香氏を独立役員(社外取締役)として届け出ることを予定しております。

4. 戸谷左織氏、吉能平氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、2名の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって戸谷左織氏が4年、吉能平氏が2年であります。

5. 社外取締役戸谷左織氏、吉能平氏の在任期間中である2024年8月上旬に当社連結子会社にて発覚した同社に出向した元従業員などによる不正行為に対して、問題の発覚まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において、法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。また、発覚後、両氏は当社による子会社管理強化、監査体制の強化、内部通報制度の強化を要請し、再発防止策と会社姿勢の外部への開示の強化等に向けた審議において意見を述べるとともに、各種の取組みを適切にモニタリングしております。

6. 当社と社外取締役戸谷左織氏、吉能平氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき限り、年間報酬額の2年分を損害賠償責任の限度としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、尾留川一仁氏、宮川由香氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を両氏と締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年6月27日開催の第78期定時株主総会において補欠取締役に選任されました藤田新一郎氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補は、次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の有する 当社株式数
藤田新一郎 (1978年2月18日生)	2007年12月 弁護士登録 2007年12月 銀座共同法律事務所入所(現) 2012年4月 首都大学東京(現東京都立大学) 法科大学院非常勤講師(現)	—
選任の理由および期待される役割の概要		
藤田新一郎氏は、他社の顧問弁護士や社外監査役に就任する等で企業経営等に関与した経験があり、かつ弁護士として培われた高度な法律知識を有していることから、当社の適法性維持、経営の透明性向上に関する有益な助言が期待できます。また、人格並びに見識ともに優れているとともに、独立した立場からの経営監督機能の発揮が期待されることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 藤田新一郎は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 藤田新一郎が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときに限り、年間報酬額の2年分を損害賠償責任の限度としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。藤田新一郎氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件**

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2015年6月24日開催の第70期定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及びコーポレート・ガバナンス強化を図るための1名増員など諸般の事情を考慮いたしまして、役員報酬の基本方針に基づき、指名報酬諮問委員会での審議を踏まえ、監査等委員である取締役の報酬額を年額7千万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、当社の指名報酬諮問委員会は客觀性・透明性を担保し権限が適切に行使されるようするため、過半数を社外取締役とし、議長も社外取締役とするなどの措置を講じていることから、当該プロセスを経たその内容は相当であると判断しております。

また、現在の監査等委員である取締役は3名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されると、4名となります。

## 【参考】

## 1. 経営戦略に相応するスキル等について

当社は、経営理念として『経営品質の向上』を事業活動の中核にすえ、「美しく魅力ある会社」の実現を目指しております。

この経営理念を実現するためのビジョンとして「オペレーションからソリューションへ」をテーマにお客様から選ばれる物流パートナーとなることを掲げています。

このビジョンに則し、取締役会が自ら備えるべきスキルを考え、その候補者を選任しています。その内容では、経営監督機能の充実といった観点はもとより、事業特性なども考慮した専門的知見を有する人材を配置する構成を考えています。

なお、社外取締役については、経営監督機能のほか、法務や財務など多方面に知見を持つ人材を考えます。

## 2. 選定したスキル・サマリーについて

スキル項目	選定理由
企業経営	激変する社内外の環境に対応し、幅広い分野のステークホルダーのニーズに応えつつ、持続的な企業価値向上を実現するために、様々な分野での経験、経営実績が必要である。
法務・ガバナンス	経営品質の向上を目指すためには、その基礎にある法令順守と同時に適切なコーポレートガバナンス態勢強化に資する能力、経験を重視する。
財務・会計	持続的な企業価値向上の実現と、そこからもたらされる成果物をステークホルダーに還元する諸施策の策定には、財務・会計分野の確かな知識・経験が必要である。
労務・人材開発	当社が掲げるビジョンの実現には、心身ともに健全な従業員がその能力を存分に発揮できる環境整備が重要である。その観点から、ダイバーシティの推進や能力開発・リスクリミング等も含め、労務や人材開発の分野での確かな知識、経験を求める。
サステナビリティ	経営理念に則した誠実な事業活動の行動や成果を通して、社会全体の持続的成長に貢献していくためには、サステナビリティに関する正確な知識と相応の取組経験が必要である。

スキル項目	選定理由
カスタマーコミュニケーション	お客様から掛け替えのないパートナーとして選ばれ、的確なソリューションを提供していくために、お客様との会話の中で現状や課題を幅広く把握し、その解決とともに新たな付加価値を創造する提案活動につなげるコミュニケーションの力が求められる。
梱包技術	当社が提供するロジスティクス・サービスの優位性を支えるのは、お客様の商品や製品を安全にお届けするための梱包技術であり、ソリューションにつながる新たな価値創造には、その実務に基づく知識・経験が必要である。
国際一貫物流	当社ロジスティクス・サービスの優位性には梱包技術のほか、お客様の商品や製品を迅速にお届けするための輸送手段を組み合わせるなどの新たな価値創造には、その実務に基づく知識・経験が必要である。

### 3. スキルマトリックスについて

資質 氏名	属性			スキル							
	年齢	性別	独立性	企業 経営	法務 ・ ガバナンス	財務 ・ 会計	労務 ・ 人材 開発	サステナ ビリティ	カスタマ ーコミュニケ ーション	梱包 技術	国際 一貫 物流
三浦 康英	61	男		○			○	○	○	○	○
平輪 貢	66	男		○		○	○		○	○	○
柴本 守人	50	男		○			○		○	○	○
尾留川一仁	63	男		○	○	○	○	○			
戸谷 左織	65	男	有	○	○	○			○		
吉能 平	54	男	有	○	○		○				
宮川 由香	62	女	有	○	○		○	○	○		

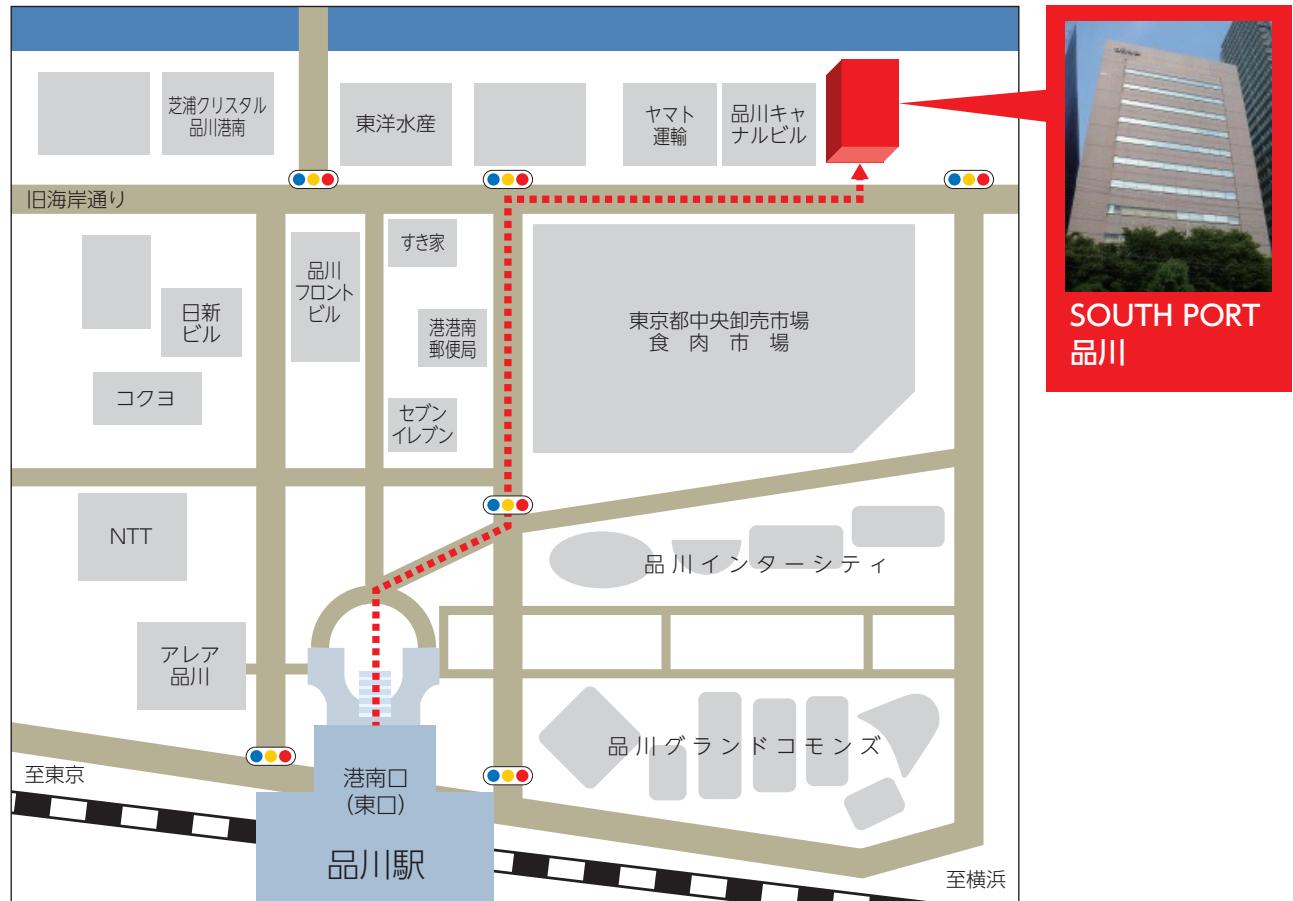
(注) 年齢につきましては、第80期定時株主総会開催時点のものを記載しております。

以上

メ モ

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区港南二丁目12番32号  
SOUTH PORT 品川 12階 当社会議室



ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(交通のご案内)



品川駅 港南口より 徒歩約10分

※駐車場の準備をしておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

